
名古屋市立大学経済学会

オイコノミカ

第 45 卷 第 2 号

アジア諸国の銀行破綻とその処理策の経験

永 野 護

平成 20 年 11 月 1 日 発行

アジア諸国の銀行破綻とその処理策の経験

永 野 護

1. はじめに

1990年代は、多くの国々が銀行危機を経験した10年であった。世界経済の戦後60年において、この時期に多くの国々で銀行危機が集中した背景には、様々な理由が存在する。1990年代後半の日本では、1980年代後半から90年代前半の米国、そして90年代半ばの北欧諸国の経験を銀行破綻処理、金融システム安定化策の参考とした。このためこれらの国々の銀行危機の経緯、金融再生のプロセスについては国内に多くの先行研究が存在する。一方、日本と同時期、もしくはその後銀行危機を経験した国々については、必ずしも十分な先行研究が存在するとは言えない。本章の目的は、1990年代後半以降に銀行危機を経験しながらも、研究蓄積が不十分であるアジア諸国の経験を分析することにある。

本稿が分析対象とするのは、韓国、中国、台湾、タイ、インドである。これらの国々は全て1990年代半ばから現在までに深刻な銀行危機を経験し、その後、銀行システム再生策を通じて金融システム安定化を目指した。上記のアジア5カ国は経済発展の過程において国内金融システムを同時に育ててきたが、その銀行システムの成り立ちには各国ごとに違いがある。例えば韓国は銀行法制度、倒産法制ともに、日本国法体系を有していることから、銀行制度の成り立ちは日本と似通った面がある。他方、中国やインドは社会主義体制のもと、国有商業銀行が産業界への資金供給を続けることで、経済発展がファイナンスされてきた。また銀行危機の経緯も、短期資本の急速な流出による国内流動性の欠如から導かれるケース、ビジネス・グループが金融自由化の過程で金融機能をグループ内に具備したケースなど、様々である。

本稿は、なぜここまで多くの国々が最近10年間に挙って銀行危機を経験したのか、そして銀行破綻処理、金融再生スキームにどのような共通点があるのかを考察、日本の銀行危機との類似性、異質性を明らかにする。まず次節では上記5カ国の銀行危機の経緯と金融再生のプロセスを各国ごとに考察する。第3節では、第2節で示された各国ごとの銀行危機、金融再生の経緯について、共通点、相違点を整理し、それらの要因がいかなる背景に基づくものかを考える。加えて、その共通点が、日本の銀行危機に照らし合わせた場合に、いかなる含意を有するのかを検証する。

2. アジア諸国の銀行破綻とその処理策

2.1 韓国

(1) 金融自由化と総合金融会社

韓国の銀行危機の原因は諸説が混在し、原因をひとつに留めるのは難しい。これまでの先行研究を総合すれば、(1) 総合金融会社の海外借入、(2) 財閥グループをはじめとする大口顧客の高負債比率、(3) 1960-70年代型産業金融システムの崩壊、の3点があげられる。ただし(1)の総合金融会社の貸出シェア自体は都市銀行に比べて小さく、あくまで危機のきっかけに過ぎないとの見方が大勢である。また、(2)と(3)は、韓国財閥グループの中核企業が1960-70年代、産業システムの中心役を担ってきたことから、密接に関係する。

総合金融会社は1976年、外国資金および中長期資金を金融仲介することを目的とする総合金融会社法の制定を契機に設立された。1989年6月末時点では外資系企業との合弁企業として6社が存在するにすぎなかったが、その後30社へ業界が拡大したのは1996年の総合金融会社法改正により、すべての投資金融会社が総合金融会社へ業態転換したためである。この結果、総合金融会社を通じて海外で調達された資金は、財閥企業を中心とする国内企業の短期の商用融資として、またリース、CPの引き受けなど、様々な形で財閥グループのファイナンスに関わることとなった。総合金融会社と商業銀行との違いは、世界的な金融自由化の潮流を背景に、前者は総合金融会社法により預金吸収以外のすべての金融サービス業務実施が法的に保証されていることである¹。あらゆる金融サービス業務が認められる中で総合金融会社が調達の主力に据えたのは、海外からの借入である。法制度上、自己資本の10倍まで社債の発行が認められ、20倍までの負債残高の増大が許容されていたためである。

総合金融会社の資本構成は、銀行危機発生時点で、負債の大半がドル建てで占められていた。外貨建て負債は総資産規模第一位の韓外の外貨建て負債の対総負債比55.3%を筆頭に、韓佛が47.6%、現代が44.5%など上位14社中7社が30%を超え、そのうちの4社は40%を超えていた。韓国の外国為替管理の自由化スケジュールにおいて、海外での運用・調達は調達面の自由化が先行し、運用面は1996年から1999年にかけて規制緩和される予定となっていた。こうした規制緩和のタイムラグを考えると、総合金融会社にとって資金は容易に海外で調達可能となり、国内で運用すれば残存する運用規制を逃れられる。一方で、国内で調達した資金は海外で運用し難いという非対称的な資金循環の構造が出来上がった。また総合金融会社と商業銀行の株主構成を見てみると、当時開示されていた10社のうち9社が財閥グループに20%以上の株式を保有されており、

¹ 詳細に述べれば、①自己勘定を用いた外国資本のブローカー業務（法人企業への再融資の原資）、②設備・運転資金の法人融資、③CPの引受、保証、割引、売買、委託売買、④有価証券の売買、引受、流通証券の売買、ブローカー業務、④コンサルティングサービス、⑤投資信託業務、リース、外国為替業務、である。ただし⑤は財政経済相（当時）の承認を必要とする。

企業統治面でも財閥グループの関与を受けざるを得ない状況にあった。

(2) 商業銀行の不良債権問題

総合金融会社の海外からの借入は韓国金融危機発生において、主たる原因のひとつとなったが、その後の貸出市場における大半の不良債権は、商業銀行融資の焦げ付きに起因している。商業銀行の不良債権問題は、韓国の開発型金融システムが終焉を迎えたこと、その開発経済において中心的な役割を果たし、都市銀行の大口顧客であった財閥グループが恒常的な高負債比率を有していたこと、金融自由化による貸出市場での過当競争、など様々な問題が絡み合っている。

韓国財閥グループの歴史は戦前に日本政府が払い下げた公営企業や有形固定資産が源泉となっている。このため、1960年代の政府主導による衣料、食料品輸入代替政策、1970年代の軽工業を中心とする輸出主導工業化の時代においても韓国産業の中心的役割を担い、1980年代も高付加価値工業化の中心的役割を担った。このような歴史的経緯により、韓国財閥各グループ内では軽工業から重化学工業まで様々な事業の多角化が進み、また同時に所有の集中と株式の持ち合いが進行していった。1990年代においても財閥グループは業容拡大を進め、財閥上位30グループに所属する子会社数は、1993年の604社から1996年には669社へと3年間で65社の増加を記録している。

銀行危機直前の1997年時点の財閥グループのファイナンスが表2において示されているが、ここでは次の特徴が示されている。第一に各財閥とも極めて高い負債比率を持ち、その中で中位から下位財閥グループほど、事態はより深刻であるが、上位グループの多くも金融困難に直面している。第二に、上位財閥グループでは1995年から97年に負債比率が悪化傾向を見せているが、倒産法制改革前の和議法により、高負債比率が温存され、高負債比率へつなげた。この資金需要者側の要因に加え、短期貸出市場での総合金融会社と都市銀行の過当競争に加え、1980年代、商業銀行が相次いで新設されたことも、貸出市場における市場競争に拍車をかける結果となった²。

表1 韓国金融機関数の推移

	金融機関数(1997 年末時点)			破綻処理手段		新設金融機関数	金融機関数(2004 年6月末)
	閉鎖	合併	計				
商業銀行	33	5	9	14	-	19	
総合金融会社	30	22	7	29	1	2	
証券会社	36	7	4	11	19	43	
証券投資信託会社	31	6	1	7	8	32	
保険会社	45	10	6	16	8	37	

資料：韓国銀行HP (http://www.bok.or.kr/index_e.html) より筆者作成

² 1980年代に設立された新韓銀行と韓美銀行はそれぞれ在日韓国人、バンカメリカと国内投資家の共同出資により設立され、またボラム銀行、ハナ銀行は1991年に短期投資金融会社からの業態転換により商業銀行となった。また1989年に地方中小企業の金融支援を目的として、同和銀行、東南銀行、大東銀行の3行がソウル、釜山、大邱に新たに設立されている。

表2 銀行危機直前の財閥グループ企業DEレシオ（1997年時点）

グループ名	DEレシオ	グループ名	DEレシオ
現代	579%	東部	350%
三星	367%	漢肇	976%
LG	527%	江原産業	374%
大宇	474%	東國製鋼	323%
鮮京	461%	高合	474%
雙龍	403%	ハンソル	459%
韓火	1066%	ヘテ	814%
韓進	920%	亞南	1820%
ロッテ	219%	東洋	389%
大林	508%	セハン	426%
暁星	467%	大象	637%
錦湖	968%	眞露	813%
コーローン	421%	新湖	798%
東亞	353%	居平	357%
斗山	623%		

資料：新産業経営院『韓国30財閥財務分析』1997年度版より筆者作成。

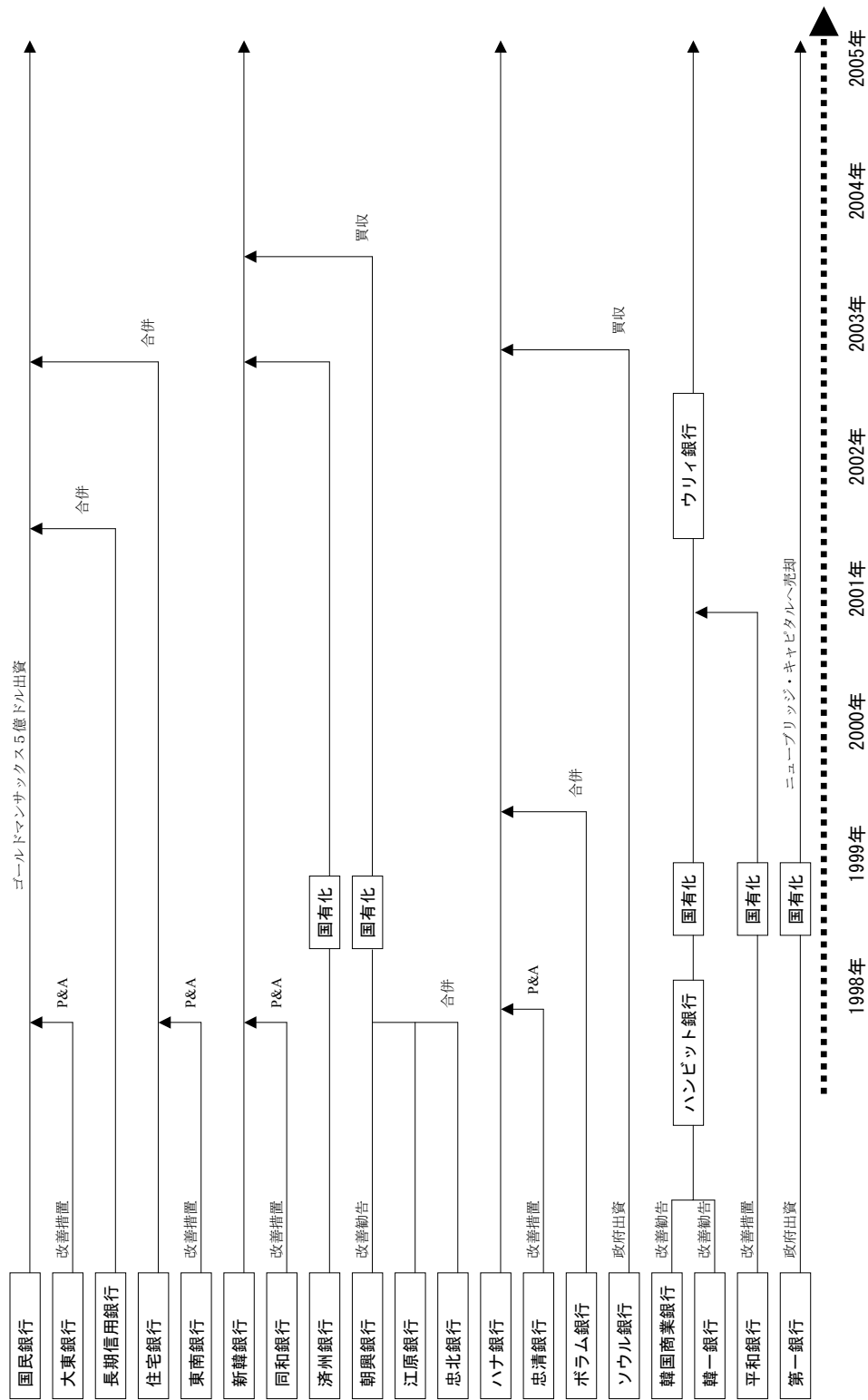
（3）韓国の銀行破綻処理策

韓国では、1996年に2,101行の金融機関が存在したが、2001年末までに、594金融機関が清算ないしは吸収合併されている。594閉鎖金融機関の内訳は、商業銀行11行、総合金融会社27社、投資信託会社14社、保険会社15社、相互貯蓄金融機関118社、信用組合399組合、リース会社10社である。1998年6月には地方銀行5行が金融監督委員会検査の結果、閉鎖し、都市銀行6行が1999年1月、大手3行への合併及び一行が2000年12月に米国投資グループへ売却されている。また国民銀行と韓国商業銀の大手2行が2001年11月に合併、韓国最大のウリィ銀行となり、存続銀行間での合従連衡も進行した。この結果、2002年までに商業銀行は、都市銀行、地方銀行合わせて17行、特殊銀行5行となった。

韓国の通貨危機後の銀行再編では、1997年末から2001年秋までの間に、政府は1,483兆ウォンの公的資金を投入している。この財政資金の用途は、（1）地域金融機関の金融支援、（2）不良債権の切り離し、（3）閉鎖銀行預金の肩代わり、の3点であり、政府の迅速な対応により韓国金融機関の不良債権比率は、2002年6月までに1.9%にまで低下した。金大中政権発足後、金融監督委員会によるサーバイランス・システムが確立した韓国では、まず98年に国民銀行が大東銀行をP&A方式で、また住宅銀行が東南銀行を、新韓銀行が同和銀行、韓美銀行が京畿銀行、ハナ銀行が忠清銀行を同じくP&A方式により吸収している。同年12月には韓国商業銀行と韓一銀行が合併によりハンビット銀行として発足、ソウル銀行と第一銀行に対して国有化措置が採られた。翌99年には国民銀行と長期信用銀行、ハナ銀行とボラム銀行、忠北銀行と江原銀行が合併し、国内経済の回復により金融再編は一段落したと思われた。しかし2000年には金融監督委員会の検査の結果、債務超過と見なされた済州銀行、慶南銀行、光州銀行、ハンビット銀行、平和銀行の5行が国有化され、2001年にこの国有化2行、ハンビットと平和が合併している。

韓国では、資金供給者である金融機関の再編は、上記のように劇的に進んだが、資金需要者である借り手側の債務再編も銀行再編と併せて進められた。大統領選直後の1998年1月、金大中

統領（当時）は、IMFが財閥グループの構造転換を促していたことにも後押しされ、4大財閥トップと会談、連結決算の導入、相互債務保証解消、主力事業への特化を初めとする5項目の企業構造改革課題に合意している。金大中前大統領並びに金融監督委員会は、高い負債比率を持つ財閥企業の債権者が商業銀行に集中していることを逆手に取り、商業銀行に企業改善作業（ワークアウト）対象企業の選定を求めた。この結果、1998年4月時点で804社存在した財閥上位30グループの系列企業数は、9ヵ月後の99年1月には703社まで減少、6～64大財閥のうち20財閥がこの間、解体した。ワークアウト実施から一年後、特に上位5財閥グループにおける進捗の停滞を理由として、1998年12月、財閥改革についての合意が採択されている（ビッグディール）。この財閥改革は、5大財閥に主力業種を中心とした系列構造を改善させ、グループ内企業数を半減、負債比率を200%未満に縮小させるという内容であった。その後、5大財閥は四半期ごとにそれぞれ改善計画の履行実績、推進状況、不履行事由を銀行を通じて金融監督委員会へ報告している。こうしたビッグディールにより韓国の半導体産業、鉄道事業、精油事業、電力事業、船舶エンジンなどはグループを越えて再編され、特に半導体産業は、この一連の事業再編が、その後の世界のDRAM生産シェアにおいて上位を占有するターニング・ポイントとなった。



資料：韓国銀行資料等より筆者作成

図1 韓国金融機関再編の経緯

2.2 中国

(1) 中国における不良債権問題の経緯

四大国有商業銀行の不良債権増加の経緯は、1980年代から次の3つの期間に区分することができる。第一期は、国有企業のファイナンス手段が財政から市場型金融システムへ切り替えられたことにより、経営効率性が低い国有企業の貸し倒れが急増した1980年代後半である。第二期は、不動産ブーム、株式投資ブームのため、商業銀行がこれらのセクターへ多額融資を行ったことにより焦げ付きが増加した1990年代前半、第三期は、近年の国有企業改革により破綻企業が増大した1990年代後半である。また、中国経済は、長期にわたり政府主導による数量拡大型経済の道を歩んできたため、国有商業銀行は中央政府の指示にもとづき融資を実施してきた。こうした政府の指示による低収益部門への貸出も、1980年代から90年代の不良債権比率上昇の一因となっている。

国有銀行は1980年代半ばから2003年までに、総額1,829億人民元の債権放棄を余儀なくされている。中でも、国务院のマクロ政策基本事項によって実施された特定融資により発生した破綻先債権額は、2000年末時点で、中国の全不良債権残高の21.4%との指摘もあり、政策的指示を原因とする不良債権額は、極めて大きいと判断できる。ちなみに中国人民銀行が2002年に実施した316行の検査結果では、銀行内部のリスク管理が原因で発生した不良債権額は全体の19.3%であった。このうち、融資の際、融資審査が不十分であるために生じている不良債権比率は5.8%であり、借り手の事業パフォーマンスの不振に因るものが1.9%、延滞債権が17.6%、貸付担保が確認できなかった債権が35.7%と報告されている。

中国では1990年代半ばまで、四大商業銀行の預貸金市場でのシェアが7割を超えていたため、国内金融システム問題を解決することは、四大商業銀行の経営を再建することとほぼ同義であった。しかし、その後、四大商業銀行の経営が安定化するとともに、都市商業銀行や農業信用社といった中小金融機関の経営不安定化が顕在化し、上位行に代わりこれらの業態が近年の深刻な問題となっている。1986年、中国人民銀行は「都市信用合作社管理暫時規定」を制定し、この年が都市信用合作社の法制度上の、金融機関としての始まりとされている。都市商業銀行は都市信用合作社を起源としており、設立当初は地域における企業の起業支援と現地の雇用吸収が操業目的とされていた。

都市信用合作社は1987-1988年と1992-1994年の2期間、その数が急激に膨張している。この背景には、多くの都市信用合作社が違法に不動産市場と株式市場への投融資を拡大したことがあげられる。この不動産、株式市場への投機により、都市信用合作社の組織的欠陥、リスク管理体制の不備が顕在化し、1990年代半ば頃、不動産価格と株式価格が下落するにつれ、地方の都市信用合作社に深刻な経営危機が発生している。

表3 業態別中国預貸市場シェア

(1) 預金

	四大商業銀行	株式制商業銀行	都市商業銀行	農村商業銀行	ファイナンス・カンパニー
1997	60.7%	7.7%	6.5%	12.9%	1.3%
2000	60.3%	9.6%	5.5%	12.2%	1.6%
2004	52.2%	15.4%	0.7%	11.3%	2.0%

(2) 貸出金

	四大商業銀行	株式制商業銀行	都市商業銀行	農村商業銀行	ファイナンス・カンパニー
1997	62.0%	6.8%	5.4%	10.7%	1.2%
2000	54.1%	9.8%	5.2%	10.8%	1.4%
2004	49.2%	18.0%	0.6%	11.2%	2.7%

資料：CEIC China Databaseより筆者作成

表4 中国銀行業態別不良債権比率

	主要商業銀行			破綻先債権	国有商業銀行	都市商業銀行	農村商業銀行	外国銀行
	第二分類債権	破綻懸念先債権	破綻先債権					
2003	17.80	2.50	10.40	4.90	16.86	N.A.	N.A.	N.A.
2004	13.21	2.36	6.84	4.00	15.62	N.A.	N.A.	N.A.
2005	8.90	N.A.	N.A.	N.A.	10.49	7.73	6.03	1.05

資料：CEIC China Databaseより筆者作成

(2) 四大商業銀行の不良債権問題

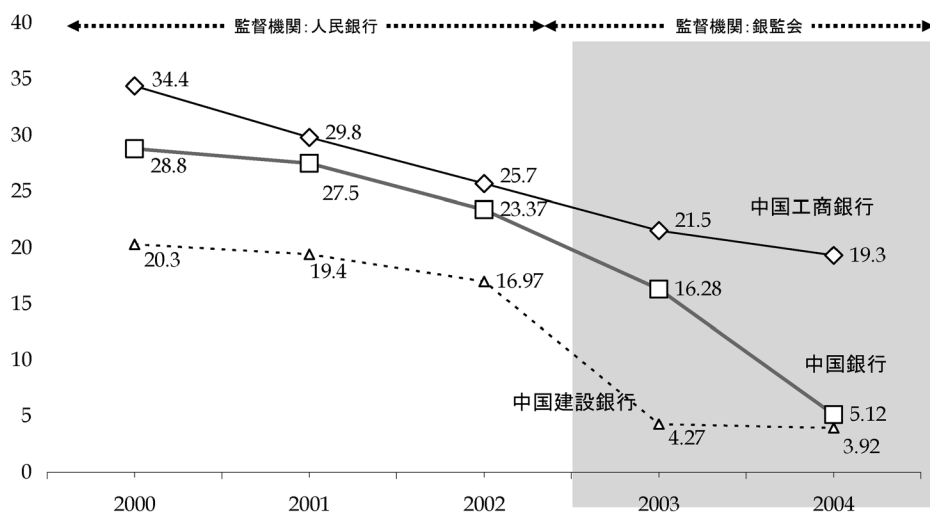
中国では、かつては四大商業銀行が預貸市場において8割を超えるシェアを有していたため、当時の監督組織である中国財政部や中国人民銀行は、典型的な“Too Big To Fail”方針を貫いた³。これらの銀行を破綻させることは、中国全体の銀行システムを破綻させることに直結することから、金融当局は四大国有商業銀行の不良債権処理、経営健全化を中心に据えた制度改革を重ねて実施してきた。前中国人民銀行総裁である戴相龍氏は2001年の記者会見で、四大国有商業銀行の2005年時点での不良債権比率を15パーセントと設定、年平均3%の削減目標を発表したことも、当時の金融監督当局がいかに四大商業銀行の経営健全化を重視していたかがわかる。2005年11月に銀监会より発表された2005年の不良債権比率は国内全体で8.9%、国有商業銀行が全体で10.49%と、皮肉なことに人民銀行から銀行業監督管理委員会（以下、銀监会）へ銀行監督業務が移管されるや否や、不良債権の削減は順調な歩みを見せている。

四大国有商業銀行の不良債権額は、1994年から2000年にまでの期間で平均3.2%増加したが、1999年から2000年にかけては1.6%であり、1999年が不良債権問題のターニング・ポイントと見

³ 2006年3月2日の中国現地インタビュー調査によれば、四大商業銀行とその他の銀行業態への監督行政の違い、すなわち前者は経営健全化を前提として監督、検査を進める金融行政は、2003年の銀行業監督管理委員会発足後も受け継がれている。

なすことができる。2001年、国有商業銀行の不良債権額は、一転して減少トレンドへ転じ、2001年から2005年にかけて中国の不良債権比率は上述のように、劇的に低下の一途を辿った。不良債権比率が最近5年間、劇的に低下した理由として、銀行資産査定基準の見直しをあげる声が多い。2002年、金融機関検査における資産査定が、「四級分類法」から「五級分類法」へ、より厳密な分類を行うこととなった。五級分類法は銀行の貸出債権を、「破綻懸念先債権」、「実質破綻先債権」、「破綻先債権」、「延滞債権」、「健全債権」の5分類に定義し、「不良債権」の定義を、「破綻懸念先債権」、「実質破綻先債権」、「破綻先債権」の3つとした。この五級分類法による評価導入直後、国有商業銀行の不良債権率は26.1%へ一時的に増加したものの、その後は、資産の質の改善が進み、2003年、国有商業銀行の不良債権比率は16.9%に低下した。個別に四大商業銀行を見てみても、中国銀行、中国建設銀行の不良債権比率は、2004年には一桁台に低下している。

2005年の中国国内金融機関の不良債権額は1兆3,133億元、このうち四大商業銀行の不良債権残高は1兆724億元と、2004年から5,026億元の減少を記録した。四大商業銀行の不良債権比率の総貸出残高比は10.49%（2004年15.6%）と報告されている。こうした国有商業銀行の不良債権処理の進捗に加え、都市商業銀行の不良債権比率も7.7%まで低下している。しかしその一方で一部の農村信用協同組合の不良債権比率が依然として高位に推移しており、今後は、四大商業銀行のひとつである中国農業銀行を含め、都市部で新規融資を拡大し、焦げ付きを増やした農林系金融機関の経営健全化が、銀监会にとっての重要課題となっている。



資料：各行年次報告書より筆者作成

単位：対総貸出残高比%

注：中国農業銀行不良債権比率は非公開のため除外

図2 四大商業銀行不良債権比率の推移

(3) 中国の金融システム安定化と銀行破綻処理策

中国では、新資産査定基準の導入以外に、いかなる銀行監督行政が不良債権比率の低下に貢献してきたのだろうか。中国の不良債権処理策は、2001年までは人民銀行、2002年以降は銀監会が、外部から監督、検査を進めると同時に、商業銀行自身が行う内部リスク管理強化も促してきた。特に、銀監会設立以降は、「銀行業監督管理法」において、不当行為に対してより厳しいペナルティが課されたことから、処罰の対象となる金融機関、銀行員も急増した。銀監会設立から一年間で摘発した不当行為件数は1,242件、法的処分が下された責任者は3,251人に上る。このうち国有銀行への監査業務において摘発された不当行為は242店舗、法的処分が下された責任者数は1,928名、送検者数は16名、除名処分36名、免職者数は40名を記録している⁴。

2006年3月の現地インタビュー調査でも確認されたように、四大商業銀行の不良債権比率低下が進む中、銀監会にとっての喫緊の課題は、都市商業銀行、農村商業銀行の経営問題である。もともと、都市信用合作社の整理は1996年よりすでに着手されており、1997年には人民銀行が都市信用合作社の整理を強化するための「都市信用合作社管理方法」を公布している。この法改正により、一部の都市信用合作社は株式制商業銀行へ転換し、一部は都市信用社連合社を設立した。この過程で、不良債権比率が貸出残高の30%を超え、信用度が極端に低い都市信用社には「閉鎖、停止、合併、移転」の措置が採られている。この典型例が、1997年12月16日に人民銀行海南省支店が実施した、都市信用合作社5社、海口怡達などの都市信用合作社28社との合併による海南発展銀行の設立である。

中国農村信用社は、2003年6月末時点で、全国信用社法人機関が34,909社、うち信用社3,230社、県レベル連合社2,441社、市・地方レベル連合社65社、省レベル連合社が6社存在している。預金残高は22,330億元、各種貸付残高が16,181億元と、それぞれ金融機関預金残高と貸付残高の11.5%と10.8%を占める。国務院発展研究中心によると、人民銀行は2002年末、「農村信用社改革実験点専項票据操作方法」ならびに「農村信用社改革実験点専項貸款管理方法」を制定し、農村信用社の破綻先債権総額の50%の資金を貸し付ける、もしくは中央銀行手形を発行する措置を施している。人民銀行は各省の状況によって、上述した2種類のいずれかを選ぶか、あるいは2つ同時に選ぶことも可能としているが、上位行の経営健全化が進む一方で、農村地域の金融機関の安定化は、進捗が遅れている。

2.3 台湾

(1) 台湾の金融システム不安定化の経緯

台湾では、1997-98年にかけて東アジア域内で伝播した金融危機の影響は、軽微であった。一

⁴ 例えば、四大商業銀行地方支店の摘発例では、中国農業銀行支店で発生した公金流用事件が、流用額の1,190万5,000元が回収され、陝西省で発生した中国建設銀行汚職事件では、支店責任者が解職され、司法機関へ送検されている。

方で、1999年頃から国内製造業者の輸出不振に加え、不動産価格、株価の下落が加速化し、ノンバンク、中堅企業グループの経営破たんが相次いだ。この結果、商業銀行の不良債権比率も上昇し、2001年には対総貸出残高比で8.2%まで上昇した⁵。2001年の金融機関業態別の不良債権比率を確認してみると、最も比率が高かった業態が農会・漁会協信用部（11.7%）、続いて信託会社（7.7%）、普通銀行（7.5%）の順となっている。ただし、農会・漁会信用部、信託会社、普通商業銀行の貸出債権の焦げ付きは、それぞれ異なる理由が不良債権額増大の原因である。

まず当時の台湾の貸出市場において約1割のシェアを持つ農会・漁会信用部の経営不安定化は、農村地域開発における乱脈融資や過度な不動産融資が原因とされている。台湾においても、ガバナンス構造が不明瞭な農会・漁会信用部は、政界、非合法組織と密接な関係を持つ組織も多く、不動産価格の上昇にともなう乱脈融資の増大により、その後の不良債権問題を深刻化させた。他方、信託会社や普通商業銀行の延滞債権増加は、1990年代初頭の新設行の増加により、貸出市場が過当競争化したこと、中小企業の輸出不振にともなう業績悪化と株価の下落が主たる要因となっている。2001年の台湾は、輸出が前年比▲17.1%減少したことに象徴されるように、2000-2001年の米国経済減速が台湾エレクトロニクス企業を直撃した。もともと1990年代後半の台湾エレクトロニクス企業の世界的な成功は、米国企業のファウンドリービジネスを手がけることに起因するため、発注者である米国経済の減速は大きな痛手となった。

2001年時点で台湾国内の金融機関は、全業態で448機関存在したが、2005年末時点で422機関に減少している。最も減少幅が著しいのが信用合作社で、2001年から2005年にかけて10機関の減少を記録している。また店舗数では5年間で農会信用部が56店舗減少するなど、店舗の統廃合が加速化した。2001年から2005年にかけての陳水扁政権による金融改革、不良債権処理策が迷走を続けたことも、銀行危機に拍車をかける結果となった。政府の金融改革、不良債権処理策が迷走した理由は、国民党野党連合が立法院において、金融再建基金（RTC）を代表する公的資金の増額法案を拒否し続けてきたためである。

（2）台湾の不良債権処理、金融機関再生策

不良債権額の増加が顕著となった2000年12月、台湾立法院は「金融機関合併促進法」を可決させている。同法は、経営が悪化した金融機関の合併を促進するため、合併金融機関への税制優遇措置を供与するとともに、金融機関のバランスシートから不良債権の切り離しを促進するため、資産管理会社（AMC）の設立を促す法制度であった。同法には、この2つの他にも、台湾地場金融機関の外国銀行への営業譲渡促進、信用合作社、農会・漁会信用部破綻時の地域経済への流動性支援などが盛り込まれている。同法施行直後、台湾銀行協会が資本金150億台湾ドルにより

⁵ 台湾中央銀行が発表する不良債権額は破綻先債権を含む延滞債権額と定義されている。2001年当時、諸外国格付機関や米欧金融機関から、台湾金融当局が発表する不良債権比率は国際会計基準を採用した場合に算出する値に比べ低すぎると批判され、実質12-15%との一部推計も報道されている。本稿が引用するデータは台湾中央銀行が発表する統計に基づいている。

資産管理会社を設立し、また大手公営銀行第一銀行が大安銀行、泛重銀行を吸収合併するなど、法案可決からの2ヶ月間で、台湾の不良債権処理問題は大きく進展した⁶。

台湾の不良債権問題が深刻化した理由は、国内政治システムと農村地域開発が密接に関係している。もともと民進党政権誕生までの1999年まで、国民党と信用合作社、農会・漁会信用社、そして地域経済は、複雑な関係にあった。2000年以降の民進党政権下で、野党国民党が金融再生法案を度々暗礁に乗り上げさせたのも、国民党議員の強い反対のためである。国民党議員にとって法案可決は、選挙区での金融的な後ろ盾を失うことを意味すると同時に、1990年まで地元での乱脈融資に直接関与したケースもあるため、強い反対姿勢を貫いた。特に農会信用部と国民党は戦後50年、過度に近しい関係にあったことから、民進党が推進する農会・漁会改革に対し、農民12万人のデモが発生、国民党の間接的な関与により、游錫昆行政院長（当時）、李庸三財政部長（同）らが辞任に追い込まれている。金融改革関連法案が可決先送りされるにつれ銀行システム不安定化もさらに進行したことから、その後、陳水扁民進党総統と李登輝前国民党総統の両首脳が、両党を協調・対話路線へと導き、2001年6月末、ようやく金融改革関連法が立法院で可決されている。金融改革関連法は、金融再建基金設置法、金融持ち株会社法の2法から構成され、前者は公的資金の注入、不良資産の売却による資金回収を実施するための根拠法であり、後者は、金融機関合併促進法に続いて、金融機関の合従連衡を進めることで、金融システムを安定化させることを最終目標とした。

金融再建基金法に基づき、台湾政府は、上記の公的資金の注入や不良債権の売却の任務以外に、設立当時約200人の検査員を農会、漁会信用部36機関へ派遣し、資産内容を査定、存続、合併、閉鎖などの判断を行った。この結果、台湾銀行、土地銀行、合作金庫、第一銀行、華南銀行、彰化銀行、台湾中小銀行の主要7行2001年の不良債権額は945億台湾ドルに増加し、過去最高値を記録している。2002年、さらに台湾政府は行政院金融再建基金会を設置し、2002年から2年以内に総額約一兆2,000億元の不良債権処理を進め、金融再建基金会が不良債権を額面の3割で買い取ることを発表している。2004年年末までに金融再建基金会は、農会・漁会44機関に閉鎖、合併措置を勧告し、折からの景気回復も相まって台湾の不良債権比率は3%台に低下し、台湾の金融改革は収束へ向かうこととなった⁷。

2004年以降の第二次陳政権下では、陳水扁総統が選挙公約に掲げた「第二次金融改革」が進められている。この第二次金融改革は、公営・準公営金融機関を6社に半減し、国内金融市場において一割以上のシェアを持つメガバンクを育成することを主要課題に掲げている。

⁶ また台湾では、金融機関合併促進法に加え、財政部自身が銀行合併に直接関与するケースも見られた。2001年3月には台湾銀行、台湾土地銀行、中央信託局の3行の合併を発表し、事実上、国内最大手の台湾銀行に他の2行を救済させる形を採用した。しかし財政部主導のこの合併構想は、その後、3行労働組合の反発により、結果的に頓挫している。

⁷ 台湾では2005年6月、立法院において金融再建基金への1,100億元増資の法案が可決されている。増資法案は、今回の公的資金増額により金融再建基金の全ての破綻処理業務を終了させることとしており、台湾国内においても、この法案可決が「第一次金融改革」終了と見なす見方が多い。

表5 台湾金融機関の不良債権比率（対総貸出残高比）の推移

	全金融機関	商業銀行	外国銀行	信用合作社	信託会社他	農会・漁会信用部
1995	3.00	2.85	0.82	3.12	2.88	5.07
2001	8.16	7.48	3.53	11.66	7.70	19.37
2002	6.84	6.12	2.36	10.34	6.39	18.62
2003	5.00	4.33	1.51	6.91	4.57	17.57
2004	3.28	2.78	1.03	3.17	2.95	14.51
2005	2.19	2.24	0.75	2.09	NA	NA

資料：台湾中央銀行より筆者作成，単位：％。

表6 台湾金融機関数，店舗数の推移

	全金融機関	商業銀行	中小企業銀行	外国銀行	信用合作社	農会信用部	漁会信用部	信託会社他	保険会社
(1) 金融機関数									
1995	501	34	8	38	73	285	27	5	29
2000	491	48	5	39	48	287	27	3	32
2005	422	42	4	36	29	253	25	2	29
(2) 店舗数									
1995	4,745	1,361	446	58	556	886	44	49	76
2000	5,636	2,411	282	70	394	973	49	36	116
2005	5,943	2,995	244	68	295	827	39	20	134

資料：CEICより筆者作成，単位：機関，店。

2.4 タイ

(1) タイの銀行破綻

タイの通貨危機は、1997年7月2日に、タイ中央銀行が事実上の固定相場制から、管理フロート制へ移行したことが、危機の始まりとされている。しかし、国内銀行システム不安定化はすでに前年より露見しつつあり、実際、大手行のひとつ、バンコク商業銀行は通貨危機から一年前の1996年5月に経営破綻している。むしろ前年より国内金融システムの不安定化が深刻化しつつあったことが、通貨市場での切り下げ圧力へつながったと解釈することもできる。タイの銀行危機は、危機前の15商業銀行のうち4行が閉鎖、清算され、現在も国有化銀行の民営化が模索されている。しかし、最も深刻であったのはファイナンス・カンパニーと呼ばれるノンバンク部門であったことに危機の特徴がある。また諸外国と異なる点は、タイではこのファイナンス・カンパニーが国内金融システム上、重要な位置づけにあることから、これらのノンバンク会社に対しても受け皿銀行への吸収合併や事実上の普銀転換措置が行われている点である。

タイにおいてファイナンス・カンパニー数が増大したのは、1990年代までの金融自由化がその背景にある。タイの国内商業銀行数が、通貨危機直前時点で15行と極めて少ないのは、政府が銀行免許を付与するのではなく、ファイナンス・カンパニー設立を促すことで貸出市場に市場競争原理を導入しようとしたためである。また1990年代前半は、業際規制緩和に加え、タイ第二次金融開発3ヵ年計画のもと、バンコク国際オフショア市場（BIBF）の育成が進められ、外国銀行

が外貨建て貸出を国内で急増させていた⁸。この結果、国内貸出市場が過剰競争となると同時に、外貨建て資金も国内へ流入し、結果的に、パーツ切り下げをきっかけにこれらの短期資金が流出、ファイナンス・カンパニー、商業銀行、2つの業態の経営危機が深刻化した。

1997年、タイ中央銀行はファイナンス・カンパニー58社に営業停止命令を施し、国内商業銀行15行のうち、7行に国有化措置を適用するなど、タイの銀行改革は、銀行国有化措置による国内流動性の確保から着手されている。1998年中には、公的資金を用いた資本注入や金融機関資産管理会社（Asset Management Company ; AMC）が設立され、商業銀行本体からの不良債権買取が進められたが、不良債権比率は、逆に一時47.7%という高比率を記録した。その後、タイの金融システムが急速な回復を遂げ、債務再編が進んだ背景には、次節の3つの金融再建策の貢献が指摘できる。

（2）タイの銀行再生

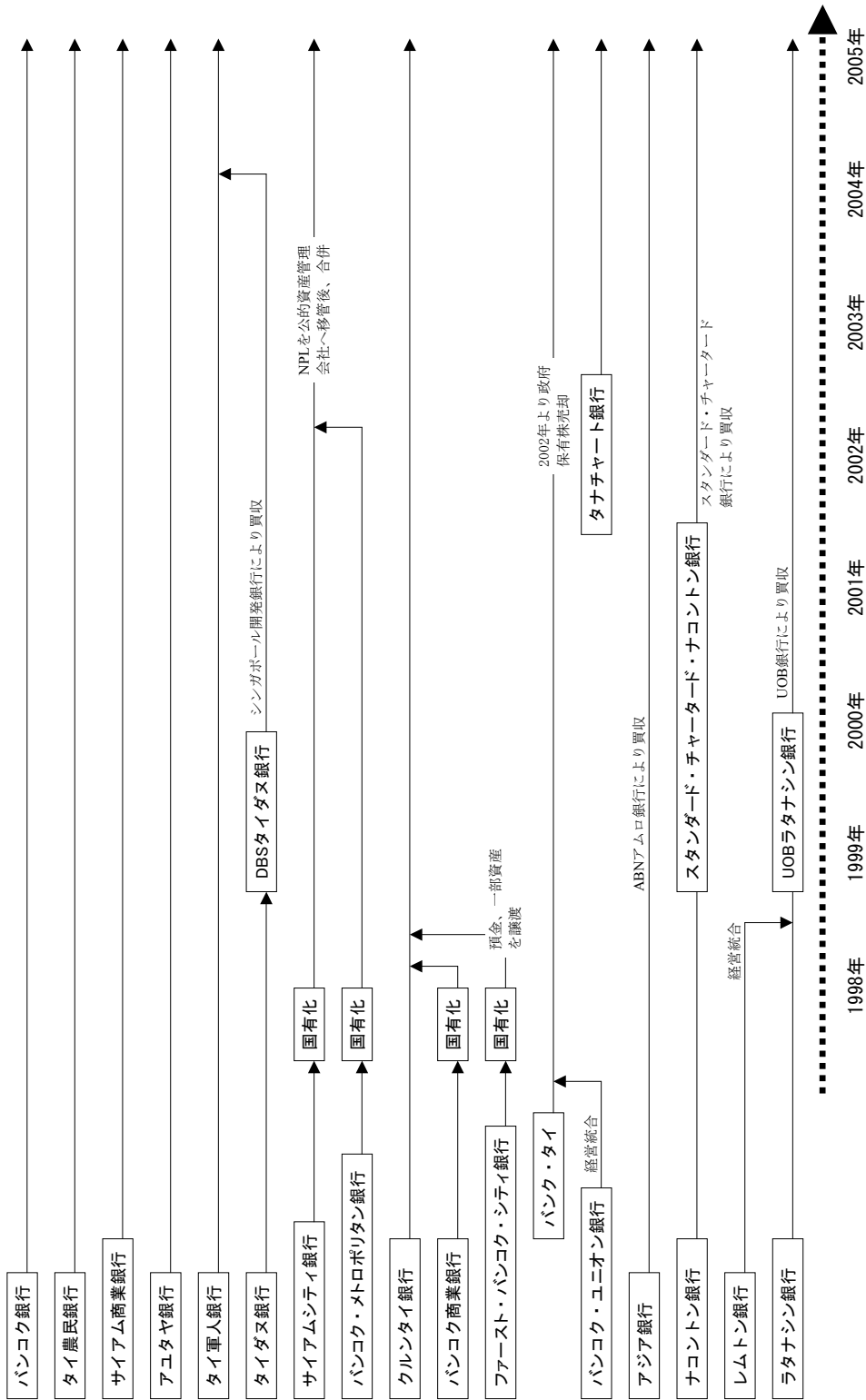
まず第一に1998年6月の債務再構築促進委員会（CDRAC ; Corporate Debt Restructuring Advisory Committee）の設立である。タイでは、タイ中央銀行の主導によりCDRACが設立され、企業債務再編交渉の仲介に介入した結果、債務再構築対象企業の債務再編が劇的に進展した。CDRAC仲介による債務再編合意件数は、2001年12月末時点で全体の48.6%に上り、1999年の22%から大きく伸長した。第二の貢献として、タイ政府が対内投資促進策を積極化したことにより、国内企業の資本増強、企業経営効率化が促されたことがあげられる。タイ政府は、通貨危機直後の金融システム再編を進めるに際し、貸し手である国内商業銀行への外国資本の参入規制（上限25%）を撤廃し、外国資本による銀行資本再編を進めた。同時に借り手である一般事業会社に対しても、経済特別区立地企業に対する外資過半数出資を認め、また外国人事業法改正により、外国人の所有規制を大幅に緩和、製造業、小売業の資本強化を促進した。第三に、ロスシェア方式を用いた不良債権買取再強化策があげられる。2001年、チュアン前政権から金融再編を引き継いだタクシン政権は、金融仲介機能回復策として、タイ資産管理会社（Thai Asset Management Company ; TAMC）を設立した。チュアン政権下での不良債権処理スキームは、民間セクター内に設立されたAMCが不良債権買取を進めるという市場メカニズムを重視した計画であった。しかし、1998年から実施されたこのスキームは、不良債権処理に逆に多額の公的資金と時間を費やしたため、タクシン政権は、金融機関再建開発基金を用い、銀行—TAMC間でロスシェア方式を採用することにより、不良債権処理の最終処理を進めた。

一方、IMF等の国際機関がタイ企業の高負債比率の一因と指摘した大企業グループのコーポレートガバナンスを巡る問題については、証券取引委員会が1998年1月にガイドラインを布告し、

⁸ 外国銀行がBIBFを通じて外貨建て貸出を急増させた背景には、タイ政府の外国銀行に対する業務規制の存在がある。すなわち、多くの外国銀行はフルブランチ業務が認められず、タイパーツの調達に苦しんだため、オフショア市場において外貨を調達、タイ国内での貸出により運用した。

所有と経営，そして監査機能を充実させる試みが進められている．また2000年には，改正会社法が施行され，企業経営の透明性改善の試みも併せて実施されている．このタイにおける一連の企業統治改革は，一言で言えば，監査機能，会計制度の充実により，投資家が企業経営を外部からモニターすることを可能にし，併せて取締役責任強化に焦点を充てる改革であったと言えよう．しかし，タイ産業界における企業グループの所有集中は，通貨危機後，一層，先鋭化しているとの研究もあり⁹，タイにおいても韓国同様，英米型のコーポレートガバナンスが，通貨危機後の経済回復に貢献したことを支持する見方は，必ずしも大勢ではない．

⁹ 末廣・ネーナバー（2004）は，Who's Who in Business & Finance ed等を原資料として集計した企業所有データから1996年と2000年時点の所有集中度を比較分析している．ここでは，上位100家族に占める上位10家族への株式保有集中度は，時価総額換算で，2000年時点には，むしろ高まる傾向にあると述べている．



資料：Bank of Thailand資料等より筆者作成

図3 タイ金融機関再編の経緯

2.5 インド

(1) 1990年代の不良債権問題

社会主義からの市場経済化の過程で金融システム不安定化が顕在化したインドは、中国の不良債権問題の経緯と共通点が多い。1969年以降、商業銀行の国有化が進められたインドでは、現在においても、全国地方都市の隅々にまで、銀行店舗網が張り巡らされている。この銀行国有化によるデリバリーチャネル構築は、社会主義体制のもとで国内貯蓄を増強、効率的に吸収することであった。結果として、現在においても、インドの商業銀行数は、2004年時点で292行存在するが、このうち196行は大都市圏、都市部以外の金融機関であり、商業銀行の地域的分布は全国的に広がっている。しかし、冷戦崩壊後の1991年以降のインドでは、金融セクターを含む全産業において、急速な市場経済化が進められたため、1990年代半ば、不良債権額が急増した。

1998年時点で、インド政府系金融機関の不良債権比率は16.0%まで上昇し、商業銀行全体で14.4%へ達していた。1991年以降、世界的な社会主義国の市場経済化の流れにともない、インドの金融システムも市場経済化を進め、インド政府は、商業銀行の株式所有の一部を民間部門に開放してきた¹⁰。一方、この時期、インド準備銀行が、市場経済化の過程において、銀行資産査定に厳格化、新会計基準の導入などを進めたため、多くの銀行が多額の損失を計上、これが1990年代半ばの不良債権問題とその後の銀行合併多発化の引き金となった。しかし、インドの金融システムの市場経済化が諸外国と異なる点は、不良債権問題が深刻化する前に、自己資本比率規制、新会計基準の導入などの、銀行健全化措置を施している点である。また1980年代より、借り手である産業部門が緩やかな市場経済化を進行させていたことから、借り手である非金融国有企業の破綻、延滞が増加しなかったことも特徴的である。

インドの全商業銀行の不良債権比率は、2003年以降、10%を下回り、銀行システムは安定化へ向かうとともに、株式市場では将来価値をむしろ高く評価する声も多い。インドの不良債権問題は、問題のルートが政府系金融機関へ集中していたため、1997年以降の金融健全化、銀行合併措置が経営健全化に劇的に貢献した。一方、1990年代に不良債権問題、クレジットクライシスを経験したことにより、インド固有の金融システムの特徴も、現在、残存している。最も特徴的であるのが、インドの商業銀行のバランスシートの、資産サイドにおいて国債比率が極めて高いことである。インド商業銀行の資産構成は、貸出と投資有価証券の比率が、2004年時点でおおよそ60対40と、預証率が極めて高い。この4割の投資有価証券のうちの97%が政府国債であり、銀行側の貸し渋りとともに非金融業者の銀行離れが加速化、最近では、多くの商業銀行がリテールビジネスに力を注いでいる。

¹⁰ 国有銀行株式の放出が最も円滑に進んだ事例が商業銀行最大手のICICI銀行であり、現在、同行は100%の民間部門により株式を所有されている。

(2) インド準備銀行の金融再生策

市場経済移行期のインドの金融監督行政において重要な役割を果たしたのが、ナラシムハム委員会による1993年以降の銀行監督行政への勧告である。ナラシムハム委員会の勧告を受け、金融機関の資産査定は、1993年以降、インド準備銀行の検査において「標準」、「準標準」、「破綻懸念先債権」、「破綻先債権」の4種類に区分されている。インドの「不良債権」の定義は、2四半期に渡り利払いが30日以上延滞している債権、30日以上、利払が遅延している債権のうち、2年を超えない場合は「準標準」、2年以上3年未満の場合には「破綻懸念先債権」、3年以上の場合に「破綻先債権」に分類される。また、この債権分類に沿い、1993年3月以降のインドの新会計基準では、貸倒引当金を「破綻先債権」に100%、「準標準」「破綻懸念先債権」に30%と定めている。

インド政府、インド準備銀行が本格的に不良債権問題へ取り組み始めたのは、1997年11月の政策パッケージ発表以降である。当時の金融システム安定化を目的とする政策パッケージは、特定の要件を満たす商業銀行へのみ規制緩和を認め、経営不健全行には金融自由化措置の適用を認めない方針を貫いた。例えば、直近3年間の純利益、対総貸出比9%未満の不良資産比率、8%以上の自己資本比率(当時)、などが規制緩和適用要件として含まれている。その後、不良債権処理が本格的に始動したのは2000年以降である。インド準備銀行は金融システム安定化を促進するため、2000年に1993年銀行債務再編法を改正し、債権者—債務者間の法的環境整備を進めることから着手している。具体的には2004年時点で29件の債権回収に関する裁判と、その他の商業銀行に関する係争を独立に扱うための控訴審が5件開かれている。

2年後の2002年11月、金融システム安定化法が施行され、金融システム安定化に向けた政策措置が本格化する。この金融システム安定化法は、もともとは、貸し手—借り手間の資金のやりとりにおいて、債務不履行の際に裁判所や法廷の干渉を受けることなく、債権者が債務者の資産の所有権を行使することを認めることが法制度の中心であった。しかし、銀行業界において同法がより強い意味を持ったのは、商業銀行や政府系開発銀行に、資産管理会社(ARCs)を設立し、貸出債権を証券化することで、不良債権処理を加速化させる措置を促したことである。資産管理会社設立によるバランスシートからの不良債権切り離しは、諸外国においても頻繁に見られた不良債権処理策であるが、インドでは政府系開発銀行IFCIが、2002年、インド初のARC、アセット・ケア社を設立した。その他の商業銀行はARCの設立消極的であったため、インド政府はその後、複数の金融機関による共同でのARC設立を促し、ICICI銀行、ステート・バンク・オブ・インド等が共同ARCを設立したケースでは、設立資金の一部を助成している¹¹。ARCの設立はインド準備銀行の許認可制であり、2004年半ばまでに15件のARCの認可申請が提出されたが、認可は2件のみに留まっている。

¹¹ 2003年半ばまでに共同ARCは、116件の延滞債権を、ICICI銀行等から譲渡されている。

表7 インド業態別金融機関不良債権比率の推移

(1) 全商業銀行			
	貸出残高	不良債権残高	不良債権比率
1998年	3,526,960	508,150	14.4%
2000年	4,757,580	608,410	12.8%
2004年	9,020,260	648,970	7.2%
(2) 民間金融機関			
	貸出残高	不良債権残高	不良債権比率
1998年	367,530	31,860	8.7%
2000年	582,490	49,320	8.5%
2004年	1,774,190	103,430	5.8%
(3) 政府系金融機関			
	貸出残高	不良債権残高	不良債権比率
1998年	2,849,710	456,530	16.0%
2000年	3,800,770	532,940	14.0%
2004年	6,619,750	515,410	7.8%
(4) 外資系金融機関			
	貸出残高	不良債権残高	不良債権比率
1998年	309,720	19,760	6.4%
2000年	374,320	26,150	7.0%
2004年	626,320	30,130	4.8%

資料：Reserve Bank of India, Statistical Tables Relating to Banks in India, 各年版より筆者作成。

3. 考察—銀行危機に至る要因と再生過程

3.1 危機に至る要因

前節ではアジア5カ国・地域の銀行危機の経験と再生過程を検証した。各国は、経済発展段階が異なれば、国内銀行システム育成の経緯も異なり、それぞれの歴史的経緯により様々な銀行システムの構造を持つことがそこでは示されている。したがって、銀行危機の発生も国ごとに固有の原因が働いているため、銀行破綻処理策もそれぞれに応じて処方されてきたと理解するのが正しい。一方で、これらの多様な銀行危機の経験と再生過程の中にあって、共通する傾向も見られる。以下では、今後のわが国の金融監督行政を進める上で、将来の指針となりうる銀行危機、そして金融再生の共通の要因について考察する。

(1) 金融自由化と金融システム不安定化

前節で検証した各国・地域ごとの銀行危機の経験を改めて考察すると、1990年代の世界的な金融自由化の流れの中で、いずれの国・地域も、各種規制緩和を、進めていることがわかる。この背景には、主要先進国における戦間期、戦後の経験をもとに、1980年代まで銀行業を取り巻く規制が厳しかったこともあり、金融自由化が意図せざる資本移動を招いたと解釈することができる。米国における80年代後半のS & L（貯蓄貸付組合）問題が金利規制緩和に起因するものであったのに対し、アジア諸国の場合にはノンバンク設立、業際規制緩和、外国為替管理自由化の3つの自由化が銀行危機の共通の要因としてあげられる。

韓国総合金融会社、タイ・ファイナンス・カンパニーに象徴されるように、90年代のアジア諸国ノンバンク設立は、ビジネス・グループがそれまで法制度上、困難であった金融仲介機能を具備したために、一部の融資先へ過剰な融資が発生している。この状況は90年代前半の中国、90年代後半のインドでも確認されている。金融自由化の過程でノンバンクの過剰融資が銀行システム不安定化を招いた背景には、商業銀行と金融業者との業際区分が曖昧化し、「誰がノンバンクを監督するのか？」が明らかにされないまま、規制緩和が進められたことがあげられる。このため、銀行危機後、上記の国々は挙ってノンバンク監督行政に関する法案を国会で可決させている。一方、インドネシアのケースはさらに極端な事例である。インドネシアの場合には、商業銀行自体のグループ内設立が1988年以降可能となったため、90年代のアジア諸国の中では最も深刻な銀行システム不安定化を招いた。

一方、「円」が国際的に確固たる地位を築き、対米ドルで増価圧力のみが話題となる日本では、銀行業のバンキング勘定は、ほぼ全て自国通貨建てであることが前提であった。しかし、アジア諸国では、国により自国通貨の国際化は遅れており、また借り手も輸出業者が多いことから、国内銀行業の融資、調達面双方のクロスカレンシー化は現在でも一般的である。1990年代前半はアジア諸国においても外国為替管理の自由化が進み、タイのBIBFを通じる外貨建て資金調達など、負債サイドのドル化が進んだことも、危機の一因としてあげられる。

(2) 銀行国有化と金融システム不安定化

前節の6カ国・地域の銀行危機の経験は、北東アジア諸国（韓国、中国、台湾）、ASEAN諸国（タイ）、南アジア（インド）の3グループの順に検証が進められている。一方、銀行危機の原因に関する共通性という点、これらの国・地域を大別すると、2つのグループに分けることができる。第一のグループは韓国、台湾、タイであり、第二のグループが中国、インドである。本考察のこの第一の類型は、経済発展段階、経済体制の違いにより、危機が誘われることを示唆している。

1980年代後半以降、近年まで四大商業銀行が深刻な不良債権問題に見舞われた中国では、貸し手である商業銀行と、金融機関の顧客である国有企業の民営化と、金融システム不安定化が無関

係ではない。すでに1980年代後半より、中国では、銀行システムの調達サイドが「財政から金融」への切り替わったことで、借り手が多様な信用力を持つことがこの時期を境に露見したものの、貸し手側の信用リスク管理の対応が遅行したため、危機を深刻化させた。1969年以降、商業銀行の国有化を進めたインドにおいても類似の状況が確認されている。中国、インドにおいて国有銀行が金融システムを支払いする考え方は、「国家的な政策と書目的に合致する経済開発の需要に応える」ことが主目的とされてきた。このため、現在でも両国では金融機関店舗網が地方都市、農村地域まで張り巡らされ、効率的な貯蓄吸収に貢献した。

国有商業銀行が金融機関の負債サイド、預貯金の効率的吸収という点で、両国の産業発展に貢献した一方、資産サイドは多くの問題に直面した。ひとつは借り手である国有一般事業会社が民営化されること、内部、外部双方からの資産査定厳格化により、金融機関の資産内容は劇的に劣化した。加えて、中国建設銀行の事例に見られるように、金融機関の所有者である政府の開発政策上の目的から、必ずしも収益的ではない融資先への事業展開を余儀なくされた面もある。このように中国、インドの経験は、単に社会主義体制下にあった両国が市場経済化を進める過程で金融システム不安定化を経験したという事象のみならず、銀行業のガバナンス面で、危機を誘う非効率性が育まれたことを示唆している。

3.2 銀行再生プロセス

1990年代の10年間に銀行危機が集中的に発生した経緯については、前節で述べた通りである。これらの銀行危機後の再生策のうち、共通点を見出すとすると、次の3つが共通点としてあげられる。すなわち、資産管理会社の設立による不良債権の移管、公的資本注入による資本増強、銀行国有化、その後の合併・買収・民営化の促進、である。一方で、各国・地域の銀行危機の内容もそれぞれに異なることから、この共通的な再生策の中身は、各国ごとに少しずつ異なっている。例えば韓国、タイでは国有銀行の民営化において、外資系金融機関の出資を積極的に誘致したのに対し、中国やインドでは外資系金融機関に対する出資上限規制や、店舗規制は依然として厳しいままである。

また銀行再生策を進める過程でも、各国・地域に確認された共通の現象として、銀行検査監督機能の強化とそれにとまなう一時的な不良債権比率の上昇である。例えば、韓国では金融監督委員会が1999年、金大中政権下で設立され、中国では銀行業監督委員会が2002年に、インドにおいてもインド準備銀行の下部組織として金融監督委員会が2003年に設立され、検査監督機能が強化されている。多くの国々では、この検査監督機能強化の結果、資産査定に際する債権分類がより厳格化され、一時的に不良債権比率が上昇している。しかし、その後は、他の政策効果が浸透したこともあり、査定された資産は良質化し、その後の銀行経営健全化に貢献していると言えよう。一方で、資産査定の厳格化各国・地域の銀行再生策は、多くのケースで、2度の危機的状況

を経験している。これはインタビュー調査によれば、「危機の深刻さと潜在的な不良債権規模を見誤った」（韓国金融研究院）ためにその後、さらなる危機を経験することとなるが、韓国の財閥再編、タイの企業債務再構築諮問委員会設立に象徴されるように、借り手の健全化に着手したタイミングが、銀行システム健全化のひとつのターニング・ポイントとなっていると解釈することもできる。

一方、アジア諸国の銀行再生策の経験は、解釈が難しい今後の課題も投げかけている。ひとつは外国為替管理自由化がもたらす銀行システムへの影響であり、もうひとつは銀行国有化時の外資系金融機関の役割である。国内資金需要の高まりと同時に資金供給側に自国通貨建て資金の制約がある場合、調達者はノンバンク等を通じて、海外での資金調達へ向かう傾向がある。資金調達者の負債における通貨のミスマッチは、通貨価値の変動とともに債務者の信用力を毀損する可能性があり、今後も注意が必要となる。また国有化された不健全行を民営化する場合、韓国、タイのケースでは、上位行の多くが筆頭株主が外国人となるケースが続出した。銀行システム再生過程において外国人所有者が過半を占めることの将来的なコストについても、今後、検証が必要となる。

4. 結語

本稿では1990年代の東アジア諸国及びインドの銀行危機の経験について検証した。1929年から33年までの米国での危機的な銀行連鎖破綻の経験から、戦後長らく、先進主要国、新興国ともに、銀行業界には厳格な金融規制が存在した。一方、90年代は世界的な金融自由化の潮流が新興国にも及び、資金調達者や銀行利用者の利便性が改善される反面、潜在的な銀行リスクへの対応も不十分であった国も多い。本稿はこれらの経験について各国、地域ごとに銀行危機発生過程、その後の金融再生の経験を検証した後、その共通要因について考察した。

通貨危機経験の有無に関わらず、東アジアの金融監督行政は1999年以降、先駆的なシステムへの転換が進んでいる。同時に域内諸国間の情報交流も進展したことから、預金保険システムなどのセイフティネットの整備も域内全般で進んでいる。今後は東アジア諸国の金融機関の進出が相互に進むことが予想されることから、銀行監督行政は国境を越えた枠組みを構築する必要がある。すでにヒトの移動が活発化するにつれ、東京都内の外国銀行を経由する外国送金業務は、数年前に比べ、送金額は巨額に上っており、この検査監督をいかに進めるかといった課題も、金融監督機関の内部で検討されている。

本稿で確認されたように、東アジア諸国の銀行危機の要因、銀行システム再生への過程の経験は、これまで先行研究の中で指摘されてきた日本、米国、北欧諸国と多くの点で共通点を有する。一方で、銀行システムの成り立ちの経緯、銀行監督行政の国家間の差異により、異なる危機発生要因も検出されている。今後は、これらの情報を銀行検査監督機関同士で相互に検証する

ことにより、将来の域内諸国全体の金融システム安定に生かしてゆく必要がある。

参考文献

- 赤間弘, 野呂国央, 多田博子 (2003), 「韓国の金融・企業改革について」『日本銀行調査月報』5月号, 177-217頁.
- 池尾和人, 黄圭燦, 飯島高雄 (2001), 『日韓経済システムの比較制度分析』日本経済新聞社.
- 奥田英信, 三重野文晴 (1997), 「タイの金融自由化過程における銀行業の生産・費用構造の変化」『アジア経済』5月号, 2-20頁.
- 奥田英信 (2001), 「ASEAN諸国における地場銀行業の比較計量分析: 銀行再編への政策的インプリケーション」『開発金融研究所報』11月, 4-30頁.
- 柏原千英 (2000), 「韓国における金融・企業再構築」国宗浩三編『金融と企業の再構築—アジアの経験』アジア経済研究所所収, 233-262頁.
- 金元重, 廉東浩 (2000), 「韓国における金融危機とシステム改革」鶴見誠良編『アジアの金融危機とシステム改革』法政大学出版局所収, 75-143頁.
- 末廣昭 (2002), 「金融制度改革と商業銀行の再編—金融コングロマリットを中心に」末廣昭編『タイの制度改革と企業再編—危機から再建へ』アジア経済研究所所収, 161-214頁.
- 高安健一 (2005), 『アジア金融再生』勁草書房.
- 三重野文晴 (2000), 「タイにおける企業金融構造と金融危機」国宗浩三編『金融と企業の再構築—アジアの経験』アジア経済研究所所収, 111-145頁.
- Alba, P., S. Claessens and S. Djankov, (1998), “Thailand’s Corporate Financing and Governance Structures: Impact on Firms’ Competitiveness,” *Conference on Thailand’s Dynamic Economic Recovery and Competitiveness*, 20-21 May 1998, UNDP, Bangkok.
- Claessens, S., D. Klingebiel, and S. Schmukler, (2003), Government Bonds in Domestic and Foreign Currency: The Role of Macroeconomic and Institutional Factors, Working Paper No. 169, Center for Research on Economic Development and Policy Reform, June 2003.
- Chan, L. L. and R. S. Rajan, (1999), “Regional Responses to the Southeast Asian Economic Crisis: A Case of Self-help or No Help?” *IPS Working Papers* No. 8.
- Claessens, S., S. Djankov and L. Lang, (1998), “East Asian Corporates: Growth, Financing and Risk over the Last Decade,” *Policy Research Working Paper*, No. 2017, The World Bank.
- Claessens, S., S. Djankov and T. Nenova, (1999), “Corporate Risk around the World,” *Policy Research Working Paper* No. 2271. *The World Bank*.
- Furuman, E. and J. E. Stiglitz, (1998), “Economic Crises: Evidence and Insights from East Asia,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 2.
- Goldfajn, I. and R. O. Valdes, (1998), “Are Currency Crises Predictable?” *European Economic Review* 42 (May) pp.887-95
- Gorton, G. and A. Winton, (1998), “Banking in Transition Economies: Does Efficiency Require Instability?” *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 30, No. 3.
- Kaminsky, G. L. and Carmen M. Reinhert, (1999), “Leading Indicators of Currency Crises,” *IMF Staff Papers* 45(1): pp.1-48.
- Kawai, M. and S. Akiyama, (2000), “Implications of the Currency Crisis for Exchange Rate Arrangements in Emerging East Asia,” *mimeo*. October 2000, *World Bank, Washington D.C.*
- Khanna, T. and K. Palepu, (1998), “Emerging Market Business Groups Foreign Investors and Corporate Governance,” *NBER Working Paper* 6955, Cambridge, Massachusetts.
- Lee, J-W., Y. S. Lee and B-S Lee, (2000), “The Determination of Corporate Debt in Korea,” *Asian Economic Journal*, December 2000, vol. 14, no. 4, pp.333-356(24).
- Nagano, M., (2005), “Investment and Export-Led Industrialization: Financial Constraints and Export Promotion of East Asian Firms,” *Journal of Economic Development*, Volume 30, Number 1, June 2005.
- Shin, H. H. and Y. S. Park, (1999), “Financing Constraints and Internal Capital Markets: Evidence from Korean Chaebols,” *Journal of Corporate Finance*, 5, pp.169-191., August 1998.
- Zhuang, J., D. Edwards, D. Webb and M. V. Capulong eds., (2000), “Corporate Governance and Finance in East Asia – A Study of Indonesia, Republic of Korea, Malaysia, Philippines, and Thailand,” *Volume One, Asian Development Bank*.

(2008年7月10日受領)

平成20年11月1日発行

編集者 名古屋市立大学経済学会
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1

印刷所 株式会社正鶴堂